

藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金交付要綱

制定 平成30年 6月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金に関して、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、当該補助金の申請、交付等について必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この補助金の対象は、藤沢市立学校の保護者と教職員から組織された藤沢の子どもたちのためにつながる会と称する団体とする。

(補助の対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、藤沢の子どもたちのためにつながる会がその会計年度開始日から3月末日までに行う次に掲げる経費とする。

- (1) 運営費
- (2) 事業費

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間の事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、予算の範囲内において、交付の可否を決定し、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業を完了したときにあつては、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金事業完了届兼事業実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める事業完了届兼事業実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業報告書又はこれに代わる書類
- (2) 決算書

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金交付事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類として事業計画書及び収支予算書等を添えて、市長に提出し、承認を受けな

ければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金交付事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。ただし、計画変更申請書は全事業の収支に影響を及ぼす場合以外の軽微な変更については必要としない。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、本市の補助金が主要な財源となっていることから、補助金の交付については、事業運営に支障のないよう前金払いとする。

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、藤沢の子どもたちのためにつながる会補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月9日から施行する。